

日本中性子科学会における名義使用許可に関する規定

制定 2020年10月21日

(趣旨)

第1条 この規定は、日本中性子科学会(以下「本会」という。)における共催、後援、協賛およびその他これに類する名義(以下「名義」という。)の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の区分)

第2条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 主催 事業を主体的に開催する場合
- 二 共催 団体等が主催する事業について、原則として本会が企画当初から運営に参画し、主催者と共同して開催する場合
- 三 後援 または 協賛 団体等が主催する事業について、本会がその趣旨に賛同し協力する場合

(主催者の範囲)

第3条 名義の使用許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 国および地方公共団体の機関
- 二 学校、教育研究機関、その他学術文化に関する団体
- 三 公益法人およびこれに準ずる団体(宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。)
- 四 その他本会会長(以下「会長」という。)が適当と認めたもの

(許可の基準)

第4条 名義を使用許可することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 本会の理念や目標に沿っており、中性子科学やそれに関連した科学技術の発展に寄与すると認められること。
- 二 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- 三 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適性であると認められること。
- 四 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われるものではないこと。
- 五 事業を行うにあつて、原則として本会が経費を負担しないこと。ただし、本会が特に認めたものについてはこの限りではない。
- 六 参加者等に生じた損害について、本会が賠償責任を負わないこと。
- 七 共催事業にあつては、本会会員が企画、運営等に主導的に参画するものであること。

(申請)

第5条 名義の使用許可を得ようとする者は、別途指定する必要事項を添えて本会事務局(以下、「事務局」という。)を通じて本会交流幹事(以下、「交流幹事」という。)に申請しなければならない。

(審議)

第6条 申請された名義の使用許可にあたっては、第3条および第4条の各号に適合していることを本会交流委員会において審議するとともに、審議の結果を会長および評議員会に報告する。

- 2 第1項の審議にあたっては必要に応じて会長や本会評議員会(以下、「評議員会」という。), 本会幹事等の意見を聞くものとする。
- 3 経費負担が必要な場合においては、会長、本会庶務幹事、本会会計幹事の上承を得るものとする。
- 4 審議の結果、申請内容が承認された場合は、事務局を通じて申請者に名義使用の許可を通知する。

(遵守事項)

第7条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用する名義は「日本中性子科学会」とすること。
- 二 名義の使用は申請した事業に限ること。
- 三 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 四 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分に応じたものとする。
- 五 名義使用を許可した事業における参加費等については、本会会員は主催団体会員に準ずる扱いが受けられるものとする。

(許可の取消)

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長は名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 第7条の各号に掲げる事項に違反したとき。
- 二 申請内容に虚偽の記載があったとき。
- 三 その他、会長が名義の使用許可が適当でないとしたとき。

(担当)

第9条 名義の使用に関する事項は、交流幹事が担当し事務局において処理する。

附 則

この規定は、2020年10月21日から施行する。